

令和3年3月29日

第 3 回 総 会

議 事 録

呉市農業委員会

## 議 事 録

日 時：令和3年3月29日（月） 午後2時

場 所：呉市役所 7階 755～758号室

### 付議事項

- 議案第 14 号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第 15 号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第 16 号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第 17 号 非農地証明申請について
- 議案第 18 号 呉市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の改訂について
- 議案第 19 号 呉市農業委員会委員の辞任について
- 議案第 20 号 会長職務代理者の互選について

### 協議事項

- 第 1 号 欠員補充の取扱いについて
- 第 2 号 退任記念品料の支出について

### 報告事項

- 第 1 号 農地法第4条の規定による届出の受理について
- 第 2 号 農地法第5条の規定による届出の受理について

### その他

### 出席委員

- |            |             |            |            |
|------------|-------------|------------|------------|
| 1 番 柏木 健二  | 2 番 田中 慎二   | 3 番 谷 新子   | 4 番 宮脇 和幸  |
| 5 番 横段 登   | 6 番 高本 光之   | 7 番 立花 達也  | 8 番 水場 光輝  |
| 9 番 今井 満   | 11 番 秋光 貴志  | 12 番 大道 正孝 | 13 番 長迫 秀  |
| 14 番 新田 隆次 | 16 番 棕開地 省二 | 17 番 本末 満  | 18 番 石田 尚則 |
| 19 番 北村 正次 |             |            |            |

### 欠席委員

- 10 番 亀山 博司
- 15 番 灰原 松二

事務局

住谷事務局長 川本事務局次長 須賀課長補佐 庭月野主査 小池主任 山崎主事

(午後2時)

議長(北村) : 出席者が過半数に達していますので、ただ今から令和3年第3回呉市農業委員会総会を開会します。本日の議事録署名者に、18番 石田委員、1番 柏木委員を指名します。なお、本日の欠席通知は、10番 亀山委員、15番 灰原委員から出ています。皆さんにお願いがあります。総会の資料には個人情報が含まれていますので、取扱いにご留意ください。また、議事進行の妨げとなりますので、携帯電話、スマートフォンは電源を切るか、マナーモードに切り替えてください。

議長 : 事務局から配付資料の確認をお願いします。

事務局 : 配付資料の確認をさせていただきます。今回の事前配布として、議案書、資料1「呉市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針」、資料2「第2期呉市農業委員会農地等最適化推進指針(改訂原案)」、資料3「議案第19号呉市農業委員会委員の辞任について」、資料4「灰原委員の辞任願」を送付しています。また、本日配布した資料は、資料5「呉市農業委員会の委員の選任等に関する要綱」、資料6「委員協議会規約」、「農業委員会事務局の人事異動の表」、「立花委員の新聞記事」です。ありますでしょうか。

議長 : はい。

議長 : それでは付議事項に入ります。議案第14号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。1番、2番は、譲受人が同一ですので、一括して事務局の説明をお願いします。

事務局 : 1番の申請地は、苗代町字河原田〇〇〇番ほか1筆、地目は田、面積は合計で846㎡の第2種農地、2番の申請地は、苗代町字札ノ本〇〇〇〇番ほか2筆、地目は田及び畑、面積は合計で1,246㎡の第2種農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は、遠方により、耕作困難なため贈与及び売却するもので、譲受人は、経営規模を拡大するものです。営農計画は、水稻及び野菜を作付けするものです。経営面積は、74アールありますので、下限面積10アールを満たしています。

議長 : 調査委員の方から、補足説明をお願いします。

宮脇委員 : 4番 宮脇です。申請地は、すべて田や畑として利用されており、問題ないと思いま

す。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、1番と2番は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、1番と2番は、許可と決定します。

議 長：3番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：3番の申請地は、安浦町安登東5丁目〇〇〇番ほか4筆、地目は田及び畑、面積は合計で900㎡の第2種農地です。申請の事由は、譲渡人は遠方に居住しており耕作困難なため、所有権を移転するもので、譲受人は申請地を譲り受け、経営規模の拡大を図るものです。営農計画は、野菜及び果樹を作付けするものです。経営面積は、自作地と申請地を合わせますと約12アールありますので、下限面積10アールを満たしています。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

今 井 委 員：9番 今井です。申請地は、譲受人の自宅に近く、野菜などが作付けされており、問題ないと思います。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：4番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：4番の申請地は、安浦町大字中畑字神條〇〇〇番ほか8筆、地目は田、面積は合計で5,638㎡の農振農用地区域内の農地です。申請の事由は、譲渡人は高齢で耕作困難なため、所有権を移転するもので、譲受人は申請地を譲り受け、新規就農するものです。営農計画は、水稻を作付けするものです。経営面積は、申請地だけで56アールありますので、下限面積10アールを満たしています。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

今 井 委 員：9番 今井です。申請地は、一部に西日本豪雨災害の土砂が入っていますが、取り除いて耕作するというので、問題ないと思います。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：5番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：5番の申請地は、蒲刈町大浦字鯖床〇〇〇〇番〇、地目は畑、面積は合計で499㎡の農振農用地区域内の農地です。申請の事由は、譲渡人は高齢で耕作困難なため、所有権を移転するもので、譲受人は申請地を譲り受け、経営規模の拡大を図るものです。営農計画は、レモンを作付けするものです。経営面積は、自作地と申請地を合わせますと約15アールありますので、下限面積10アールを満たしています。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

秋 光 委 員：11番 秋光です。申請地は、すぐに耕作できる状態で、問題ないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：次に、議案第15号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。  
1番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：1番の申請地は、郷原町字中畑〇〇〇〇番〇ほか2筆、地目は田、面積は合計で619㎡の農振農用地区域内農地です。転用の目的は、農業用倉庫及び駐車場として利用するものです。関係法令については、都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による許可は不要で、農振農用地区域については、農業用施設用地への用途区分の変更を令和2年12月11日付で公告済です。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

宮 脇 委 員：4番 宮脇です。申請地は、ニンニクを栽培しており、そのための農業用倉庫と駐車場ということで、問題ないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：2番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：2番の申請地は、音戸町北隠渡1丁目〇〇〇番〇、地目は畑、面積は147㎡の第2種農地です。転用の目的は、庭敷及び駐車場として使用するものです。規模等につきましては、駐車場1区画、残地を庭敷として整備するものです。しかしながら、写真でもお分かりのように、既に、庭敷及び駐車場として使用されていることから、農地法に基づく手続きが事後になった旨の始末書添付の申請となっております。関係法令については、都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による許可は不要で、農振農用地区域に指定されていません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

高 本 委 員：6番 高本です。申請地は、既に、庭敷や駐車場として利用されていますが、周囲に農地はなく、やむを得ないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：次に、議案第16号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。

1番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：1番の申請地は、栃原町字西谷〇〇〇番〇、地目は畑、面積は25㎡の第2種農地です。転用の目的は、車両退避場所として利用するため、所有権を移転するものです。関係法令については、都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による許可は不要です。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

宮 脇 委 員：4番 宮脇です。申請地は、バスが通行する道路が狭いため、バスの離合のための退避場所として利用するというので、問題ないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：2番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：2番の申請地は、倉橋町字小松川〇〇〇〇番〇、地目は田、面積は357㎡の第2種農地です。転用の目的は、駐車場として使用するため、所有権を移転するものです。規模等につきましては、駐車場5区画を整備する計画です。関係法令については、都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による許可は不要で、農振農用地区域には指定されておりません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

立 花 委 員：7番 立花です。譲受人は、宅地とともに申請地を取得し、駐車場として利用するというので、問題ないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：次に、議案第17号「非農地証明申請について」を議題とします。1番、2番、3番、4番は関連がありますので、一括して事務局の説明をお願いします。

事 務 局：1番から4番の申請地は、阿賀北7丁目〇〇〇〇番ほか4筆、地目は畑、現況は原野、面積は合計で1,892㎡の第2種農地です。申請の事由につきましては、平成30年7月7日西日本豪雨災害のため、かい廃したとして、現認書を添付の上、原野として証明を受けようとするものです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

宮 脇 委 員：4番 宮脇です。申請地は、平成30年7月豪雨で土砂が流れてきて、耕作できる状態ではありません。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、証明と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、証明と決定します。

議 長：5番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：5番の申請地は、音戸町早瀬1丁目〇〇〇〇番〇、地目は畑、面積は300㎡の第2種農地です。申請の事由につきましては、平成10年4月5日に居宅を新築したとして、建物の登記事項証明書を添付の上、宅地として証明を受けようとするものです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

高 本 委 員：6番 高本です。申請地は、住宅が建てられており、やむを得ないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、証明と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、証明と決定します。

議 長：6番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：6番の申請地は、倉橋町字石持〇〇〇番〇、地目は畑、面積は3,032㎡の第2種農地です。申請の事由につきましては、平成5年頃、耕作放棄によりかい廃したとして、現認書を添付の上、山林として証明を受けようとするものです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

立 花 委 員：7番 立花です。申請地は、山林化しており、農地に戻すのは不可能です。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、証明と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、証明と決定します。

議 長：7番、8番は関連がありますので、一括して事務局の説明をお願いします。

事 務 局：7番の申請地は、川尻町小仁方〇〇〇〇番〇ほか1筆、地目は畑、面積は合計で11,490㎡です。8番の申請地は、川尻町小仁方〇〇番、地目は田、面積は118㎡です。7番と8番を合わせますと、11,608㎡で、すべて第2種農地です。申請の事由につ

きましては、平成30年7月7日西日本豪雨災害のため、かい廃したとして、現認書を添付の上、原野として証明を受けようとするものです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

水場委員：8番 水場です。申請地は、平成30年7月豪雨による倒木や土石流により耕作不能です。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、7番と8番は、証明と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、7番と8番は、証明と決定します。

議 長：9番について、事務局の説明をお願いします。

事務局：9番の申請地は、安浦町大字安登字久多田〇〇〇〇番〇〇ほか1筆、地目は畑、面積は合計で412㎡の第2種農地です。申請の事由につきましては、平成30年7月7日西日本豪雨災害のため、かい廃したとして、現認書を添付の上、原野として証明を受けようとするものです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

水場委員：8番 水場です。先ほどの案件と同じく、平成30年7月豪雨により耕作不能です。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、証明と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、証明と決定します。

議 長：10番、11番は関連がありますので、一括して事務局の説明をお願いします。

事務局：10番の申請地は、蒲刈町向字細尾〇〇〇番〇ほか8筆、地目は田、面積は合計で1,711㎡の第2種農地です。申請の事由につきましては、昭和40年頃、耕作放棄によりかい廃したとして、現認書を添付の上、山林として証明を受けようとするものです。11番の申請地は、蒲刈町向字細尾〇〇〇〇番〇、地目は畑、面積は271㎡の第2種農地です。申請の事由につきましては、平成元年頃、耕作放棄によりかい廃したとして、現認書を添付の上、山林として証明を受けようとするものです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

秋 光 委 員：11番 秋光です。申請地は、山林化しており、やむを得ないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、10番と11番は、証明と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、10番と11番は、証明と決定します。

議 長：次に、議案第18号「呉市農業委員会 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改訂について」を議題とします。農業委員会法第7条第2項に規定する、本指針を定める時に必要な農地利用最適化推進委員の意見については、令和3年2月16日から19日に開催しました各地区の地区会において、意見聴取を済ませていることをご報告します。それでは、事務局より説明させます。

事 務 局：資料1「呉市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改訂について」をご覧ください。概略について説明します。1ページ目「第1基本的な考え方」で、呉市の現状と課題、平地、中山間地域での実態に応じた取組を記載しています。農業委員と農地利用最適化推進委員が一体としてこれに取り組むためこの指針を策定するものです。また、農業委員、推進委員の任期が3年であることから、3年ごとにこの指針を検証し、見直すこととしています。なお、毎年6月に承認いただいている、農業委員会の「目標及びその達成に向けた活動計画」は単年度の具体的計画として定めているものです。2ページ目以降が「第2具体的な目標と推進方法」です。「1. 遊休農地の発生防止、解消について」は、国が公表した呉市内の農地面積2,350haに遊休農地面積125haを加えた2,475haをもとに、遊休農地面積及び解消目標を考慮して目標値を定めています。解消目標としては、農地パトロールや1人1筆解消運動により、令和5年4月までに3haを3年分で9ha、令和8年4月までに、更に3haを3年分で9haの解消を数値目標としています。「2. 担い手への農地利用の集積、集約化について」は、呉市農林水産課と協力して、「人・農地プラン」の作成、見直しを行い、担い手への農地利用の集積、集約化に取り組むこととしており、令和5年4月までに0.3haを3年分、令和8年4月までに、更に0.5haを3年分の担い手への農地利用の集積、集約化を数値目標としています。「3. 新規参入の促進について」は、関係機関との連携、就農後のフォローアップ活動を通じ、新規参入の促進を図ることとしており、これまでの実績を踏まえ、

令和5年4月までに5個人，1法人を3年分，令和8年4月までに，更に6個人，1法人を3年分の新規参入を数値目標としています。資料2につきましては，改訂前の指針と改訂後の指針の現状や目標を数値化した一覧表です。この指針に基づいて今後の活動を行っていただきたいと考え，この指針改訂を提出させていただきました。ご審議をお願いします。

議 長：皆様には，先月16日からの地区会において，指針の改訂や担い手等への農地集積について，ご議論いただいたところですが，中立委員の石田委員には，4地区全ての地区会に出席いただきました。石田委員から「地区ごとに異なる雰囲気や意見があった」との感想を頂いております。今後の参考として，石田委員より感想を頂きたいと思っております。

石 田 委 員：2月16日から19日まで，4日連続で地区会に出席させていただきました。4地区の地区会に出席させてもらって，農業委員，推進委員との意思の疎通が，しっかり図られている地区もあれば，これから人間関係を築いていくと思われる地区もありました。今回は，出し手と受け手の情報が出されていまして，それについてお話しさせていただきます。第1地区につきましては，広石内地区でコーヒー栽培をする計画があり，先日の新聞に，呉市長が出席して，苗木の植樹祭が行われた記事がありました。また，これも新聞で見たのですが，郷原，苗代地区で，呉の酒造3社と地元の農家7戸が契約して，酒米を栽培し，それを使って日本酒を造る取組が10年目になるという記事があり，私も興味があるので，参加させてもらいたいと思えました。第2地区につきましては，ネギやトマト栽培を拡大したいという受け手の方がおられました。第1地区，第2地区ともに企業が多角経営の一環で農業に参入したいという話がありました。ちょっと面白いのは，周防大島でブルーベリー水耕栽培をされている方が，第2地区でもされたいという話がありました。第3地区につきましては，安浦日之浦地区の入植の協議中ということで，呉市初の人・農地プランで行われているという話がありました。第4地区につきましては，宮盛農園で研修を受けた6名の方が，受け手として経営拡大を行っているという話がありました。今回は，出し手の情報について，3年ぶりに近隣の市外在住者の方に情報提供を求め，売りたい，貸したいという農地がたくさんありましたが，安浦地区の推進委員の方から，そういった土地を現地で調べた方がいいという意見がありました。私は，せっかく出し手の情報がたくさんあるので，出し手の情報全部を現地確認することは難しいとしても，農業委員会として，いい出し手の情報をつかみ，受け手の方に情報提供できればいいと思えました。農業委員の方は，地区会で推進委員の方と連絡を取りながら，出し手の情報を少しでも具体的なものにしていく活動をしていただければいいと思えました。

議 長：それではご審議願います。指針について，ご質疑，ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、議案のとおり改訂することとしてご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、議案のとおり改訂と決定します。

        なお、この指針は、本日付けで呉市のホームページに公表するとともに、推進委員の皆様にも郵送して、情報共有したいと思います。

議 長：それでは、議案第19号「呉市農業委員の辞任について」を議題とします。お手元の「辞任願」が、灰原委員より提出されました。詳細を事務局長より報告させます。

事 務 局 長：報告を行う。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：健康面での理由ですので、大変残念ですが、本件は原案のとおり、辞任を同意することについてご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は議案のとおり同意することに決定します。

        なお、今回の辞任については、任命権者である市長の同意も得ております。

議 長：辞任が承認されましたので、議案第19号の関連事項に移ります。議案第20号「会長職務代理者の互選について」を議題とします。会長職務代理者の互選方法につきましては、改選後初総会におきまして、会長選出地区を除く各地区から1名ずつの計3名と決定しております。灰原委員は、第4地区選出で、第1順位の会長職務代理者でしたので、引き続き第4地区から職務代理者を選出することにご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、異議なしと認め、第4地区から選出します。第4地区の委員の皆様は、お集りいただき、会長職務代理者の選出をお願いします。

議 場：第4地区委員が、協議を行う。

        事務局長が選出者を確認し、議長に報告する。

議 長：第4地区より、13番 長迫委員の推薦がありました。

        長迫委員を、会長職務代理者とすることに、ご異議ございませんか。

議 場：異議なし。

議 長：ご異議なしと認めます。よって、さよう決定されました。

長迫委員，一言ご挨拶をお願いします。

長 迫 委 員：挨拶を行う。

議 長：なお，会長職務代理者の順位については，従前どおりとし，第1順位は，第4地区の長迫委員，第2順位は，第2地区の高本委員，第3順位は，第1地区の横段委員とすることに異議ございませんか。

議 場：異議なし。

議 長：ご異議なしと認めます。よって，さよう決定されました。

議 長：次に，協議事項に移ります。第1号「欠員補充の取扱いについて」を協議します。先ほども申しましたが，委員の任命権者は，市長であり，市長より欠員補充についての意見がありましたら，それを踏まえて，審議することとなりますが，今のところ市長からは特段の意見は出されておられません。「呉市農業委員会委員の選任要綱」第13条では，定数の5分の1（3.8人）を超える欠員が生じた場合は，速やかに欠員補充に努めることとなっておりますが，任期満了まで2年半を残しており，農業委員会の運営に関してご意見があらうと思いますので，皆様のご意見を伺っておきたいと思います。ご意見ありませんか。

議 場：意見なし。

議 長：ないようですので，欠員のままで移行させていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは，欠員のまま移行と決定します。

議 長：次に，協議事項第2号「退任記念料の支出について」を諮ります。呉市農業委員会委員協議会規約第5条において，任期途中における会員退任のときは，退任記念料として1万円を贈呈することとしています。規約のとおり，灰原委員に退任記念料を支出することとしてよろしいですか。

議 場：異議なし。

議 長：ご異議なしと認めます。よって，さよう決定されました。

議 長：報告事項について，事務局の説明をお願いします。

事 務 局：議案書の10ページから12ページをご覧ください。市街化区域内の農地について，この1か月間に「農地転用届出に関する専決処理規程」により受理したもので，10ページ

農地法第4条の規定による届出が1件、11ページから12ページの農地法第5条の規定による届出が5件、計6件ございましたので、ご報告いたします。

議 長：その他に入ります。事務局の説明をお願いします。

事務局 長：立花委員の新聞記事について説明を行う。

議 長：今までを通して、ご意見、ご質問はありませんか。

議 場：なし。

議 長：それでは、3月末日をもって2人の事務局員が定年退職されます。一言ずつ挨拶をお願いします。

住谷事務局長：挨拶を行う。

須賀課長補佐：挨拶を行う。

議 長：ありがとうございました。健康に気を付けて、ますますのご活躍を祈念します。

議 長：それでは、次回の日程を申し上げます。

次回、令和3年第4回総会は、4月28日 水曜日 午後2時から  
場所は、呉市役所 7階 755から758号室です。

議 長：以上で令和3年第3回呉市農業委員会総会を閉会します。

本日のご審議、ありがとうございました。

(午後3時00分)